

おむつ使用高齢者への可燃ごみ指定袋の交付に係る取扱要領

平成22年2月1日制定

(目的)

第1条 田尻町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第9条第1項第2号イに規定する世帯への手数料の減免について、下記のとおり取り扱うものとする。

(申請者)

第2条 前条に規定する世帯主、又はその世帯に属する者とする。

(申請方法及び交付方法)

第3条 前条に掲げる申請者は、対象者の介護保険被保険者証を持参の上、規則に定める様式第6号と併せて、別紙(様式)に、次の各号に定める居宅等で常時おむつを使用していることを証するいずれかの書類を添えて生活環境課へ申請するものとする。

- (1) 担当の居宅介護支援事業所の介護支援専門員の確認書
- (2) 確定申告の医療費控除に使用のおむつ使用証明書
- (3) 常時おむつが必要である旨の内容が記載されている医師の意見書又は診断書

2 申請に基づき減免の可否を確認し、対象月分の枚数を交付する。

(対象月数)

第4条 新規に申請する高齢者又は更新により申請する高齢者に対する指定袋の交付は、申請日の属する月から起算する。

- 2 他市町村から転入してきた高齢者に対する指定袋の交付は、転入日の翌月から起算する。ただし、転入日より30日を超えて申請があった場合は、申請をした日の翌月から起算する。
- 3 指定袋を交付した際は、受取人に署名又は押印を求めるものとする。

(年度の更新)

第5条 指定袋の交付を受けようとする者は、年度ごとに、条例第9条第1項第2号イの条件を満たしていることを確認のうえ、第3条の規定により毎年4月1日以降に生活環境課へ申請しなければならない。

附 則

この要領は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

